

JP生活サポート保険

JP生活サポート保険は「団体総合生活保険」のペットネームで
郵便局のオリジナル商品です。

JP生活サポート保険は、疾病以外の日常生活を取り巻く
様々なリスクに備えることができる損害保険です。

ご自身のからだの補償

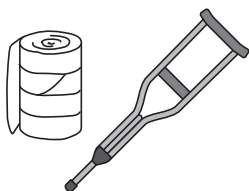
ケガ
による
後遺障害



ケガによる
入院



ケガによる
通院



入通院は
1日目から

介護
(オプショナル)



認知症^(※)も
カバー

(※) 公的介護保険
制度に基づく要
介護2以上の認定
を受けた場合に
対象となります。

他人とのトラブル対応

賠償責任



自転車事故もカバー

その他の日常のリスク

携行品



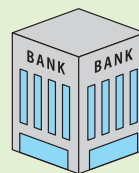
救援者費用等



保険料は、ゆうちょ口座からの自動振替

本商品は、ゆうちょ銀行の総合口座をお持ちのお客さまと
そのご家族だけがご加入いただける『団体保険』です。

※加入者・被保険者本人の範囲につきましては、6ページをご覧ください。

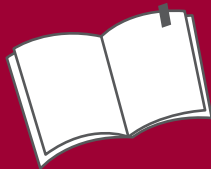


取扱代理店：日本郵便株式会社

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

本保険商品は、ケガで入通院したり、後遺障害が生じた場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません)。お客さまのご意向に合致している場合は、本パンフレット、加入手続きサイトおよび加入依頼書等の内容をご確認ください。

ご加入手続きに関しましては、6～7ページをご参照ください。

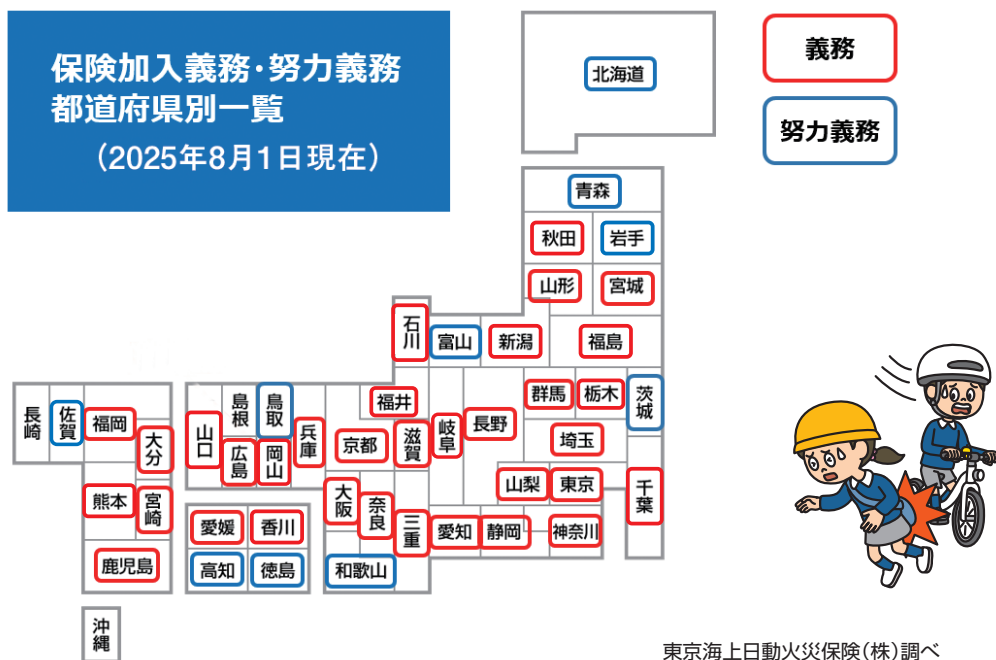


日常生活における

①自転車事故に備えてますか？

△自転車保険の加入義務化が進んでいます！

自転車利用時における事故の多発により、自転車保険の加入を義務付ける条例(努力義務を含む)を施行している自治体が増えています。また、都道府県単位だけでなく、市区町村単位で条例化している自治体もあります。



加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、賠償額が高額になることもあります。

自転車事故による高額賠償事例

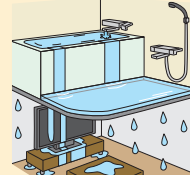
賠償金額	裁判所・判決日	事故の概要
9,521万円	神戸地裁・2013年7月4日	小学5年生が夜間に62歳女性と衝突し、意識不明の状態となった。
9,266万円	東京地裁・2008年6月5日	男子高校生が24歳会社員と衝突し、重大な障害が残った。
6,779万円	東京地裁・2003年9月30日	男性がペットボトルを片手に走行し、38歳女性と衝突し、死亡した。

【出典】一般社団法人日本損害保険協会

②日常生活のふとした場面で思わぬ賠償事故になることも…

例えばこんなこと 自転車事故以外にも、例えば以下のケースが考えられます。

- ✓家の前で子供とキャッチボールをしていたところ、駐車場の他人の車にボールが当たりキズをつけてしまった。
- ✓子供がサッカーボールで遊んでいるときに、誤ってガラスを割ってしまった。
- ✓マンションで浴槽の水があふれ、階下の部屋に損害を与えた。
- ✓他人から借りた釣り竿を壊してしまった。



備えはできていますか？

③お子さまの身の回りに潜む危険をご存知ですか？

自宅で



- ・ベランダから転落、全身を打って重傷
- ・マンション内の駐車場でしゃがんで遊んでいて、子どもに気づかず進入してきた車と接触し負傷
- ・ライターやマッチで遊んでいて、洋服に引火し火傷

道路・店舗で



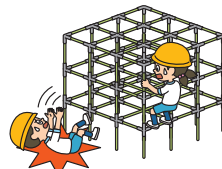
- ・道路を横断するため渋滞中の車列の間をすり抜けて飛び出し、対向車と衝突し負傷
- ・自転車遊びに行く途中、交差点で左右を確認せずに横断し、乗用車と衝突し負傷
- ・エスカレーターに靴が巻き込まれ、足の小指を切断

学校等で



- ・階段の手すりを滑り降り、バランスを崩して落下、全身を強打
- ・体育の授業中、鉄棒から手が離れ、転落、腰を強打
- ・校庭の木に登って枝が折れ、地面に転落、骨折

公園等で



- ・川で遊んでいるうちに流された
- ・遊泳禁止区域で泳いでいたところ、おぼれた
- ・滑り台を頭から滑り、頭を打ち負傷

【出典】損害保険料率算出機構のホームページより作成

④もしもの介護に備えてまとまった資金の準備があると安心です



公的介護保険はあるけれど・・・

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかる
お金は・・・？

一時費用^{*1}の合計：
平均74万円

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

^{*1} 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安
(自費で購入した場合)

※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、公的介護保険の対象になる場合があります。



車いす

- 自走式・・・5～21万円
- 電動式・・・30～67万円

階段昇降機

- いす式直線階段用
・・・52万円～
- ※工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)

- 16～61万円
- ※機能により金額は異なる

手すり

- 廊下・階段・浴室用等
・・・2万円～
- ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

ポータブルトイレ

- 水洗式・・・3～7万円
- シャワー式
・・・13～19万円

移動用リフト

- 据置式・・・24～90万円
- レール走行式
・・・56万円～
- ※工事費別途

だから 介護にはまとまった
資金準備があると安心です。

【出典】(公財)生命保険文化センター
「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

補償内容について

傷害補償

傷害補償

- 例えば… ●交通事故によるケガ ●工作中的ケガ ●旅行中のケガ
●スポーツ中のケガ ●家庭内でのケガ

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

後遺障害…ケガや熱中症で後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

入院・通院(傷害一時金)…ケガや熱中症で、事故の発生日から180日以内に1日以上通院・入院をした場合に一時金をお支払いします。5日以上通院・入院をした場合には、部位と症状に応じて定めた保険金をお支払いします。



賠償責任に関する補償

個人賠償責任

- 例えば… ●自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
●買い物中、誤って商品を壊してしまった。
●レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
●他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



「自転車事故」もカバーしますが、その他の事故も幅広く補償します。



愛犬が他人にかみついた



子供が他人にケガさせた



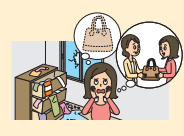
誤って鉢を落として
通行人にケガさせた



買い物中、誤って
商品を壊した



ゴルフボールで誤って
他人をケガさせた



他人から借りた
旅行カバンを盗まれた。

財産に関する補償

携行品

- 例えば… ●旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
●外出中、ハンドバッグをひったくられた。

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。



費用に関する補償

救済者費用等

- 例えば… ●ケガで長期入院することになり、家族が駆けつけた。
●乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に、保険金をお支払いします。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

介護補償

介護補償

(認知症アシスト付き)

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。これにより公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。

また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそ
のご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています
(サービスの具体的な内容は「サービスのご案内」をご参照ください。)

※保険始期日時点で、満40歳以上満84歳以下の方がご加入いただけます。



この保険の補償タイプ「公的介護保険連動型(要介護2)」について

国の公的介護保険制度に基づく**要介護2以上**の認定を受けた場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

参考 公的介護保険制度について

【公的介護保険制度の概要】

介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。
これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

受給要件は下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下 ^{*1}	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態: 寝たきり、認知症等で介護が必要な状態 ●要支援状態: 日常生活に支援が必要な状態

^{*1} 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持および状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

JP生活サポート保険の特長

高額賠償事例が多発し、加入義務化が進んでいる**自転車事故に対する補償**や、高齢化が進みニーズが高まっている**介護補償(含む認知症)**など、日常生活を取り巻く様々なリスクを補償しております。

区分	項目	補償内容	特 長
疾病	死亡・後遺障害	対象外	
	入院		
	通院		
傷害	死亡	○ 政府労災の障害等級表に 準拠した内容でお支払い	●1級から14級までの障害を補償します
	後遺障害		
	入院		
	通院		
介護補償		○ (*1)	●介護も補償します (*1)介護補償はオプションとなります(認知症アシスト付きです)
日常の事故	個人賠償責任	○ (*2)	●自転車運転中に生じた法律上の損害賠償責任も補償します (*2)賠償責任に関する補償は、プランによって対象外になります ●その他日常生活を取り巻く様々なリスクも補償します (*3)自転車プランでは携行品、救援者費用等に関する補償は対象外となります。
	携行品	○ (*3)	
	救援者費用等	○ (*3)	

JP生活サポート保険の補償プラン

この保険は、傷害や日常のリスクに備える『基本プラン』『エコノミープラン』『自転車プラン』(各タイプにA、Bの2プランがあります。)のいずれかをご選択いただいたうえで、オプションとしてお選びいただける『介護補償プラン』がございます。なお、被保険者1名様あたり、**1口だけ**ご加入いただけます。

※下表のプラン以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

充実補償なので、おすすめします!

			日常生活の安心を お届けする充実補償!	幅広い補償をお手頃な 保険料でお届けします!	自転車事故への備え におすすめです!
タイプ			基本プランA	エコノミープランA	自転車プランA
月払保険料			1,980円	980円	860円
傷害補償	後遺障害		後遺障害の程度に応じて 20万円～500万円	後遺障害の程度に応じて 10万円～250万円	後遺障害の程度に応じて 10万円～250万円
	傷害一時金 (入通院)*	1日以上	<治療給付金> 10,000円	<治療給付金> 5,000円	<治療給付金> 5,000円
		5日以上	<入通院給付金> 部位・症状に応じて 3・9・15・30万円	<入通院給付金> 部位・症状に応じて 1・3・5・10万円	<入通院給付金> 部位・症状に応じて 1・3・5・10万円
個人賠償責任			国内:無制限 (国外:1億円)	国内:無制限 (国外:1億円)	国内:無制限 (国外:1億円)
携行品			30万円 (自己負担額:5,000円)	20万円 (自己負担額:5,000円)	—
救援者費用等			200万円	200万円	—

※治療給付金と入通院給付金は重複して支払われません。
(加入例) 加入者ご本人、同居していないご家族(例:ご両親等)

タイプ	基本プランB	エコノミープランB	自転車プランB
個人賠償責任がない場合の 月払保険料	1,750円	750円	630円

【プランAとBについて】

自動車保険の特約等で個人賠償責任を補償する保険に加入している場合や、前ページ掲載の各補償タイプの「プランA」にご本人が加入されご家族も追加で加入される場合には、その補償タイプの「プランB」をご検討ください。

- ▶ 個人賠償責任は、ご本人の保険でご家族も対象になります。「【「加入者」および「被保険者」について】■保険の対象となる方の範囲」をご参照ください。
- ▶ また、複数の保険に加入し、補償が重複している場合、本保険から保険金が支払われない場合があります。

◆介護補償プラン【オプション】

補償内容	保険金額
公的介護保険連動型(要介護2)	100万円
保険始期日時点の年齢	月払保険料
40～44歳	60円
45～49歳	70円
50～54歳	90円
55～59歳	130円

保険始期日時点の年齢	月払保険料
60～64歳	280円
65～69歳	790円
70～74歳	1,740円
75～79歳	3,980円
80～84歳	7,530円

- ▶ **加入時の年齢ではなく**、本団体保険制度の保険始期である1月1日時点の年齢の保険料が適用されます。
- ▶ 保険始期日時点で、満40歳以上満84歳以下の方がご加入いただけます。
- ▶ 更新を迎えられるお客さまで、更新契約の保険始期である1月1日時点で85歳以上になられる方は、介護補償プランを削除した内容で自動的に更新されます。
- ▶ 更新を迎えられるお客さまの更新契約の保険料は、保険始期日時点の年齢により、上表の保険料が適用されます。

【「加入者」および「被保険者」について】

保険料は、加入者のゆうちょ銀行総合口座から振替させていただきます。

■「加入者」および「被保険者本人」となる方

- (1) 加入者(保険料を負担する方)：**ゆうちょ銀行の総合口座をお持ちのお客さま(個人に限りです。)**
- (2) 被保険者(保険の対象となる方)：①加入者本人 ②加入者の配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟 ③加入者の同居の親族

■保険の対象となる方の範囲

補償項目	保険の対象となる方
傷害補償/携行品/救済費用等/介護補償	被保険者本人 ^{*1}
個人賠償責任	被保険者本人 ^{*1} 、被保険者本人の配偶者、被保険者本人またはその配偶者の同居のご親族、被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人^{*1}が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りです。)

※介護補償は、年齢(団体契約の始期日時点の年齢)が満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

^{*1} 加入手続きサイトや加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)」について】における用語の解説】

(1) 配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(婚姻とは異なります。)。ただし、①および②については、以下a.b.の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、タブレットによる申込または二次元バーコードによるWeb申込を行うことができません。お手数をおかけいたしますが、郵便局へご相談ください。

a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2) 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

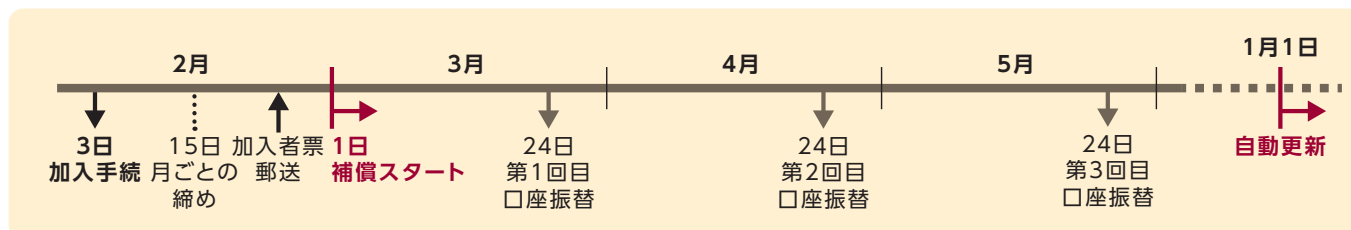
ご加入のお手続きに関して

ご加入方法	■ご加入を希望される方は、下記お問合せ先・ご加入手続き先の郵便局(取扱代理店)までご連絡ください。 ①タブレットによる申込、②二次元バーコードによるWeb申込、③書面による申込、のいずれかの方法をご案内させていただきます(ただし、②の手続きは保険始期日時点で、満18歳以上満69歳以下のお客様のみお申込み可能です)。 ■ご加入前に「重要事項説明書」を必ずご確認ください。															
保険期間	■本団体保険契約の保険期間は、2026年1月1日午前0時(保険始期)から2027年1月1日午後4時(補償の終期)までの1年間です(現在ご加入のお客さま(更新の方)の補償開始時刻は2026年1月1日午後4時となります。)。 保険始期時点でのご加入のほか、毎月1日付で中途加入を受付しております。中途加入の場合は加入時期に関係なく、補償の終期は翌年の1月1日午後4時です。 <中途加入の加入スケジュール> <table><tr><th>加入方法</th><th>加入日</th><th>補償開始日</th><th>補償終期日</th></tr><tr><td>①タブレットによる申込 ②二次元バーコードによるWeb申込</td><td>毎月15日まで</td><td>翌月1日</td><td>2027年1月1日</td></tr><tr><td>③書面による申込</td><td>毎月20日まで</td><td>翌々月1日</td><td>2027年1月1日</td></tr></table> ※加入方法に限らず、補償開始時刻は補償開始日の午前0時となります。 ※①・③の加入方法については、郵便局の営業日のみご加入いただけます。 ▷手続き後に、「加入者票」を郵送させていただきますので、内容確認のうえ大切に保管してください。				加入方法	加入日	補償開始日	補償終期日	①タブレットによる申込 ②二次元バーコードによるWeb申込	毎月15日まで	翌月1日	2027年1月1日	③書面による申込	毎月20日まで	翌々月1日	2027年1月1日
加入方法	加入日	補償開始日	補償終期日													
①タブレットによる申込 ②二次元バーコードによるWeb申込	毎月15日まで	翌月1日	2027年1月1日													
③書面による申込	毎月20日まで	翌々月1日	2027年1月1日													

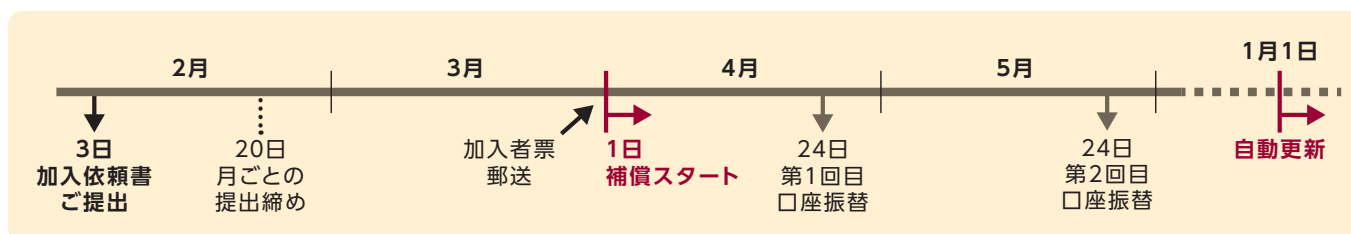
ご加入のお手続きに関して(続き)

更新について	■更新に関しては、原則として加入者から特段のお申し出がない限り、毎年1月1日午後4時から翌年1月1日午後4時を保険期間として、毎年自動的に更新されます(「自動更新」)。 ■ただし、自動更新であっても、弊社が商品の改定または保険引き受けに関する制度等を改定した場合には、更新後の補償内容・保険料等が変更されることや更新できないことがあります。 ■更新前の契約が解約・解除・失効・全損失効になった場合は自動更新されません。ただし、毎年11月以降に更新後の契約の加入者票が発送される関係上、更新前の契約が解約・解除・失効・全損失効となった契約についても加入者票が届くことがありますが、この場合も更新契約は無効となりますのでご了承ください(更新後の加入者票は破棄願います)。 また、更新前の契約が解約・解除・失効・全損失効となった契約も更新後契約の保険料が口座振替される場合がございます。振り替えられた保険料は後日返戻されますので予めご了承ください。またその場合でも、更新契約は無効となりますのでご注意ください。 ■保険期間中のプラン変更・口座変更・被保険者の追加は行っておりません。プラン変更・口座変更は更新時点で、被保険者追加は別途新規契約として手続きさせていただきます。やむを得ず保険期間中にプラン変更等をされたい場合は、一度保険契約を解約の上、解約日を補償開始日として新たに加入していただくことも可能です。						
保険料お支払方法	■保険料は月払です。加入者のゆうちょ銀行総合口座からの毎月振替となります。加入方法によって口座の登録方法が異なります。 <table border="1" data-bbox="296 591 1315 875"> <thead> <tr> <th>加入方法</th><th>口座の登録方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①タブレットによる申込 ②二次元バーコードによるWeb申込</td><td> ■ゆうちょ銀行の「口座振替受付サービス(Web受付方式)」にて口座のご登録を行っていただきます。 ■「口座振替受付サービス(Web受付方式)」は、ゆうちょ銀行の通常貯金口座のキャッシュカードをお持ちのお客さまのみご利用になれます。また、口座を登録される際は、キャッシュカードの暗証番号及びゆうちょ口座に登録されている電話番号に通知されるワンタイムパスワードをご入力いただく必要があります。 </td></tr> <tr> <td>③書面による申込</td><td>■「ゆうちょ銀行 自動払込利用申込書」をご提出いただけます</td></tr> </tbody> </table> ▶加入者の氏名と口座名義の氏名は、必ず同一にしてください。加入者が改姓・改名され口座名義の氏名を変更した場合は、ご加入の保険の加入者の氏名の変更も必要です。必ず取扱代理店まで連絡してください。なお、口座名義の氏名を変更されてから最初に迎える月の振替は行うことができないため、その翌月に2か月分振替させていただきますのでご了承ください。 ■補償スタート月から、毎月24日(土日祝日の場合は直前の平日)に口座振替となります。 ■振替ができない場合は、原則、翌月に2回分の保険料の振替を行います。2か月連続で振替ができない場合には、この契約は以下の日付に遡って解除・免責となります。 ①初回保険料より連続振替不能の場合………免責開始日は保険始期、解除日は連続振替不能となった月の月末 ②2回目以降の保険料から連続振替不能の場合…免責開始日、解除日とも連続振替不能となった月の月末 但し、所定の払込期日までに未払込保険料全額を払込みいただくことで契約を満期まで存続できる場合がございますので、取扱代理店までお問い合わせください。	加入方法	口座の登録方法	①タブレットによる申込 ②二次元バーコードによるWeb申込	■ゆうちょ銀行の「口座振替受付サービス(Web受付方式)」にて口座のご登録を行っていただきます。 ■「口座振替受付サービス(Web受付方式)」は、ゆうちょ銀行の通常貯金口座のキャッシュカードをお持ちのお客さまのみご利用になれます。また、口座を登録される際は、キャッシュカードの暗証番号及びゆうちょ口座に登録されている電話番号に通知されるワンタイムパスワードをご入力いただく必要があります。	③書面による申込	■「ゆうちょ銀行 自動払込利用申込書」をご提出いただけます
加入方法	口座の登録方法						
①タブレットによる申込 ②二次元バーコードによるWeb申込	■ゆうちょ銀行の「口座振替受付サービス(Web受付方式)」にて口座のご登録を行っていただきます。 ■「口座振替受付サービス(Web受付方式)」は、ゆうちょ銀行の通常貯金口座のキャッシュカードをお持ちのお客さまのみご利用になれます。また、口座を登録される際は、キャッシュカードの暗証番号及びゆうちょ口座に登録されている電話番号に通知されるワンタイムパスワードをご入力いただく必要があります。						
③書面による申込	■「ゆうちょ銀行 自動払込利用申込書」をご提出いただけます						

①タブレットによる申込及び②二次元バーコードによるWeb申込のご加入の流れのイメージ(2月3日にお手続きいただいた場合)



③書面による申込のご加入の流れのイメージ(2月3日にご提出いただいた場合)



団体総合生活保険(JP生活サポート保険)補償の概要等

※ご加入いただくプランによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。詳細については、各補償プランの保険金額・保険料表をご確認ください。 [保険期間:1年]
 ※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等で参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。)

傷害補償

保険の対象となる方がケガ^{*1*2}をした場合に保険金をお支払いします。

- ^{*1} ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
 なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- ^{*2} ^{*1}にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
- 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ▶ 1事故について後遺障害保険金額が限度となります。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ●ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	傷害一時金払治療給付金	ケガがもとで医師等の治療を必要とし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院(往診を含みます。)し、その治療日数 ^{*1} の合計が1日以上5日未満となった場合に傷害一時金払治療給付金の金額をお支払いします。	
	傷害一時金払入院通院給付金	ケガがもとで医師等の治療を必要とし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院(往診を含みます。)し、治療日数 ^{*1} の合計が5日以上となった場合に、傷害一時金払入院通院給付金に下記倍率を乗じた金額をお支払いします。 ア.イ.からエ.までのいずれにも該当しない傷害 :1倍 イ.手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂、手指・足指を除く上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂 :3倍 ウ.手指・足指を除く上肢・下肢の欠損・切断、眼球の内出血・血腫・破裂 :5倍 エ.脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫(頭蓋内出血含む)、頸髄損傷、脊髄損傷、胸腹部臓器等の破裂・損傷 :10倍 ※同一事故により被った傷害が、ア.からエ.までの複数に該当する場合、最も高い額のみをお支払いします。 ※傷害一時金払治療給付金と傷害一時金払入院通院給付金は重複して支払われません。 ^{*1} 入院または通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等 ^{*2} を常時装着した日数についても、「入院または通院した日数」に含みます。 ^{*2} ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	

賠償責任に関する補償

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等 ^{*1} を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物(受託品) ^{*2} を壊したり盗まれた場合 ▶ 1事故について保険金額(国内:無制限、国外:1億円)を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任^{*1})によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両^{*3}または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
			(次ページへ)

保険金をお支払いする主な場合

(前ページから)
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

- *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
- *2 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型・ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

等

保険金をお支払いしない主な場合

- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ・受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・受託品の電氣的または機械的事故
- ・受託品の置き忘れまたは紛失^{*4}
- ・詐欺または横領
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等

- *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*5}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

財産に関する補償

保険金をお支払いする主な場合

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合

▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。
ただし、損害額は時価額を限度とします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型・ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

等

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電氣的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失^{*1}に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等

- *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

保険金をお支払いする主な場合

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合

- 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合
- 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合
- 保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合 等

▶ 1事故について保険金額(200万円)を限度に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分)
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。)によって生じた損害 (次ページへ)

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
(前ページから) ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[公的介護保険連動型(要介護2)]

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合 ▶ 介護補償保険金額(100万円)の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態^{*1} ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ●無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ●アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ●先天性疾病によって生じた要介護状態 ●医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態^{*2*} 等 ^{*1} 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ^{*2} 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象となります。 ^{*3} 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、裏表紙に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

サービスのご案内

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います
(「団体名」は「ゆうちょ銀行」とお答えください)。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間^{*1}: 24時間365日

0120-708-110

^{*1} 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*2}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
^{*2} 実際の転院移送費用は、お客さまにご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談: 午前10時~午後6時
・税務相談: 午後2時~午後4時
・社会保険に関する相談: 午前10時~午後6時
・暮らしの情報提供: 午前10時~午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※ 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※ 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談：午前9時～午後5時

・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^{*1}」をご利用いただくことも可能です。

^{*1} お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3}

※ お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

^{*2} 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

^{*3} サービスのご利用にかかる費用については、お客さまにご負担いただきます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

【ホームページアドレス】 www.kaigonw.ne.jp

・認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。



受付時間：

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時

0120-775-677

・脳の健康度チェック：午前9時～午後5時

0120-002-531

・認知症介護電話相談：午前9時～午後5時

0120-801-276

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※ 本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※ 本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※ お客さまのパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング（「脳を鍛えるトレーニング」）をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※ 本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※ 本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※ お客さまのパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^{*1}」をご利用いただくことも可能です。

^{*1} お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会^{*2}」をご紹介します。^{*3}

^{*2} 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

^{*3} 年会費については、お客さまにご負担いただきます。

ご注意ください（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に「ご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合」に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客さまのご負担となります。

^{*1} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

^{*2} 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、裏表紙に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客さまにとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

1 ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●救済者費用等補償特約

^{*1} 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

^{*2} 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からご選択いただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体の構成員(ゆうちょ銀行の総合口座をお持ちのお客さま)またはそのご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【事由】ゆうちょ銀行の総合口座を持つ方でなくなった場合、ご加入者の加入部分^{*1}に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者(ゆうちょ銀行)を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分^{*1}について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分^{*1}を解除することがありますのでご注意ください。

※介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただきます。その他ご注意ください内容につきましては、後記「2-1 告知義務」をご確認ください。

^{*1} ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入手続きサイトや加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

告知事項一覧	項目名/基本補償	介護補償
	生年月日	★
	健康状態告知 ^{*1}	★

※すべての補償について「他の保険契約等^{*2}」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

^{*1} 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

^{*2} この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【介護補償の「告知」(健康状態の告知画面および健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について健康状態の告知画面および健康状態告知書で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員(ゆうちょ銀行の総合口座をお持ちのお客さま)のご家族(団体構成員の配偶者*3、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです(婚約とは異なります)。

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、健康状態の告知画面および健康状態告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。

●責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

3 ご加入後におけるご注意事項

1 ご加入後の変更等

【ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット・加入者票等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後のご加入プランの変更や被保険者追加の対応はしておりませんのでご了承ください。

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット・加入者票等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット・加入者票等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット・加入者票等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット・加入者票等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット・加入者票等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新のご案内等の記載の内容】

更新のご案内等に記載している加入者および被保険者の情報や、更新後のご加入内容に変更がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、更新のご案内等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約は更新のご案内等の記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

4 その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

●自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、パンフレット・加入者票等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット、受付完了メールおよび加入依頼書控え等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、裏表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ゆうちょ銀行総合口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく）裏表紙記載のお問い合わせ先（取扱代理店）もしくは事故時の連絡先までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

●印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類 ●東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書 等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。） ●他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類 ●高額療養費制度による給付額が確認できる書類 ●附加給付の支給額が確認できる書類 ●東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 ●公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者^{※1}または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」とい

ます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

●保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。

●保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット末尾に記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、パンフレットの末尾に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。)

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この保険は、株式会社ゆうちょ銀行を契約者とし、ゆうちょ銀行総合口座をお持ちのお客さま等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として株式会社ゆうちょ銀行が有します。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 保険金をお支払いする主な場合 | ☐ 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| ☐ 保険期間 | ☐ 保険料・保険料払込方法 |
| ☐ 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	—	○	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○
☐ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?	—	○ ^{*1}	—

*1 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」、「補償の重複に関するご注意^{*1}」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

JP生活サポート保険 商品改定のご案内

2026年1月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

変更する補償	改定項目	概要
傷害補償	保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
傷害補償	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。
賠償責任に関する補償	保険料改定	昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、保険料を引き上げます。
介護補償	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」

このご案内は、2026年1月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

【現在ご加入のお客さま】ご加入内容の自動更新について

現在ご加入のお客さまにつきましては、同封の「JP生活サポート保険(団体総合生活保険)」自動更新のお知らせ記載の締切日までにお客さまからの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。また、更新後の補償内容等に変更のないお客さまにつきましては、特段のご加入手続きは不要です。

MEMO

MEMO

《取扱代理店 お問い合わせ先》

日本郵便 金融コンタクトセンター

 **0120-513-177** 〔営業時間〕9:00-17:00
(年末年始は除く)

《パンフレット 配布局》

《事故時の連絡先》

東京海上日動安心110番

『JP生活サポート保険 事故受付ダイヤル』

 **0120-404-310** よ お し サ (ポ-) ト (受付時間:24時間365日)

※このダイヤルは事故受付専用です。保険の内容等に関しては左記の「お問い合わせ先」をお願いします。

●日本郵便株式会社は、9社の損害保険会社の乗合損害保険代理店です。

《引受保険会社》

東京海上日動火災保険株式会社

担当営業課